14　県北圏域退院調整ルール

退院調整ルールとは

患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをすぐに受けられるようにするための、県北医療圏域における連携のしくみです。

県北医療圏の病院関係者、ケアマネジャー、市町村等が検討・協議し、平成28年12月から運用しております。

詳細は、福島県県北保健福祉事務所のホームページに掲載しております。

『退院調整が必要な患者の基準』

1　ケアマネジャーが決まっている患者（すでに要介護認定を受けている）

■ケアマネジャーが入院情報提供した患者

■数日の入院でも状態が大きく変化した患者

＊短期入院・定期入院患者でも退院調整をするために連絡が欲しい。

2　ケアマネジャーが決まっていない患者・介護保険申請新規等の患者

要介護で退院後の在宅生活に不安がある。

■立ち上がりや歩行に介助が必要　■食事に介助が必要　■排泄に介助が必要

■日常生活に支障を来すような症状がある認知症

■医療依存度が高くなった（新たに医療処置、例えば膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など必要となった方

■訪問診療に切り替わる場合

3　上記以外

■独居かそれに近い状況で、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要

■（ADLは自立でも）がん末期の方

■家族が高齢である、疾患があるなどの理由により、家族の介護力が乏しい方

■虐待（可能性のある場合も含む）

■退院後なんらかの介助が必要になる　等

退院調整の流れ

「退院調整ルール」の流れは図のとおり です。
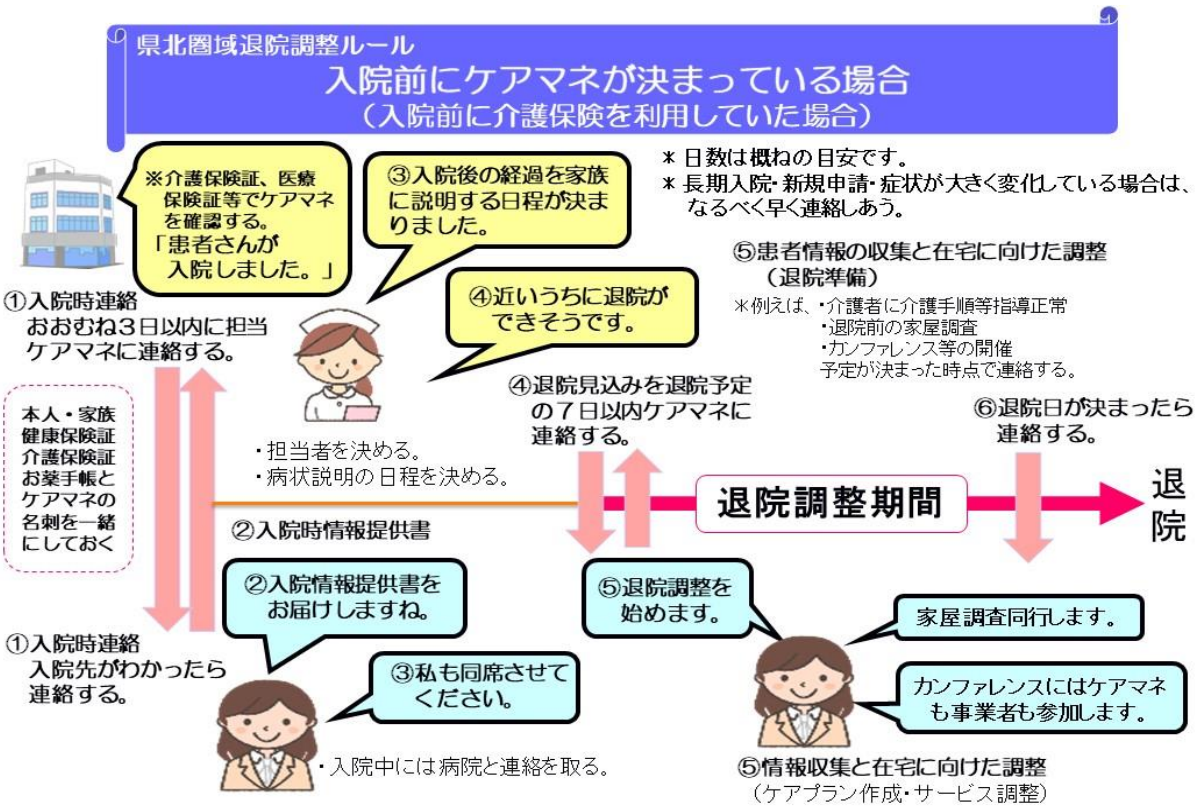
ケアマネジャーが決まっていない場合には、患者さんの居住地の地域包括支援センターにご相談ください。